岡山県の中山間地域

定義

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの（岡山県中山間地域の振興に関する基本条例第２条）

ア 山村振興法に規定する山村
イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
ウ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

面積・人口等

区　　分	市町村数	面積（平方キロメートル）	人　口（人）	高齢化率（%）
全　県　域	27	7,112.72	1,945,276	24.9
中山間地域	22	5,352.59	581,248	30.8
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	29.9%	ー

（注）人口及び高齢化率は、H22 年国勢調査による。